

治療と仕事を
両立したいけど…

ビックリ退職の前に！

治療と仕事の両立ができるのか不安に思う方のご相談をお受けしています
どうするとよいのか社会保障制度も含めて一緒に考えます。あわてて退職するのは避けましょう。



電話・対面、どちらでも相談できます

両立支援コーディネーターの相談員が、患者様(労働者)が抱える不安と、雇用者が抱える懸念を解消できるようサポートしています。

匿名での相談が可能ですのでお気軽にご相談
ください。

今後、仕事を
どうしたらよいのか
悩む方の相談を
お受けしています



もらえなくなる
場合があるので
要相談!!
早めに!!

傷病手当金制度 (休職中の保障)

健康保険加入者本人が、治療や療養のため連続3日間仕事を休み、その後も休む必要がある場合、4日目から通算して1年6か月に達する日まで、1日につき標準報酬月額[※]の3分の2に相当する額が支給されます。

手続きには、主治医の証明と職場の証明が必要です。

※ 退職後は、要件を満たせば継続して受給することが可能です。**退職前にご相談**ください。

障害年金制度 (傷病手当金受給後の保障)

病気などにより障害が残った場合に利用できる制度です。

日常生活や仕事に著しい制限を受けることになった方が受給できる可能性があります。**初診日において65歳未満**であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの**直近1年間に保険料の未納がないことが条件**です。

「お仕事の悩み相談会」を
毎月第1火曜日に開催しています

詳しくは、がん相談支援センターにご相談ください (福井県立病院 ☎0776-54-5151 内線 3100)